

都内透析医療機関管理者各位

東京都福祉局障害者施策推進部
精神保健医療課長
(公印省略)

身体合併症（慢性維持透析）に係る医療提供体制の確保事業に係る
アンケートの実施について（依頼）

日頃より東京都の保健福祉行政に御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

東京都では、精神障害により一般科医療機関での治療が難しい患者の慢性維持透析治療を、他の医療機関への外来受診により実施する精神病床を有する医療機関に対し、受診時における送迎及び看護師等の付き添いに係る経費を補助することにより、慢性維持透析が必要な精神障害者の医療提供体制を確保するため、令和6年度から標記事業を実施しております。

本事業の今後の参考とするため、下記のとおりアンケートを実施いたします。御多忙の折恐縮ですが、御回答につきまして、何卒よろしくお願いいたします。

記

1 回答方法

以下 URL (Microsoft Forms) よりご回答ください。

<https://forms.office.com/r/cFdfjegd0G>



2 回答期限

令和7年5月30日（金曜日）

3 その他

別途、精神病床を有する病院にアンケートを実施しております。

透析医療機関で精神病床を有する場合は、それぞれご回答いただきますようお願いいたします。

【担当】

郵便番号 163-8001

新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎31階南

東京都福祉局障害者施策推進部精神保健医療課 若狭・松村

電話 03-5320-4461

電子メール S1140705@section.metro.tokyo.jp

身体合併症（慢性維持透析）に係る医療提供体制の確保事業

1 事業目的

- 入院患者に対して他の医療機関を受診して維持透析を実施する精神病床を有する医療機関に対して、外来通院に係る費用を補助し、身体合併症（慢性維持透析）に係る医療提供体制の確保を図る。

2 事業概要

- 入院患者に対して外来で他の医療機関を受診して維持透析を実施する精神病床を有する病院へ補助を実施

項目	内容
補助対象経費	他の医療機関を受診する際、看護師等が付き添う経費
補助単価	<ul style="list-style-type: none">● 看護師： 18,200円/日● 事務補助員等： 8,760円/日<ul style="list-style-type: none">※ 通院時の運転補助者を想定※ 介護タクシー等の利用料金も対象

- R6.10.22 交付要綱改正

- 「事務補助員等」の区分の対象経費
 - <改正前> 通院時に病院職員が運転して送迎する場合の人件費のみ
 - <改正後> 上記のほか、介護タクシーや民間救急等を利用して送迎する場合の利用料金も対象（※上限額は変更なし）
- ▶ 病院に車がない場合や、患者のADL等に応じて必要な設備を搭載した車を利用する場合にも活用可能

